相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県綾瀬市寺尾西一丁目八六番地九、最後の住所神奈川県厚木市愛甲二二〇八番地一特別養護老人ホーム　メイサムホール

被相続人　亡　岩木　弘之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル

相続財産管理人　弁護士　横尾　武弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区千石三丁目一番地、最後の住所横浜市緑区鴨居六丁目一六番一六号ジョイライフ鴨居三一八号

被相続人　亡　中村　克已

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

横浜市中区日本大通一八番地ＫＲＣビル九階

相続財産管理人　弁護士　髙岡　香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中村区則武二丁目二九〇二番地、最後の住所岐阜市竜田町八丁目一四番地丸陸荘二〇二号室

被相続人　亡　山田　榮介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

岐阜市端詰町一二番地シティサンライズ　浦田益之法律事務所

相続財産管理人　弁護士　和田　恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府福知山市三和町梅原九一九番地、最後の住所京都府福知山市三和町梅原一〇一六番地　被相続人　亡　西山キクヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

京都府福知山市駅前町三二二番地三右衛門ビル二階

相続財産管理人　弁護士　綿島　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府加佐郡有路上村字南有路二八七七番地、最後の住所不明

被相続人　亡　荒木　サト

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

京都府福知山市南栄町四一番地一四堀久ビル三階　福知山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮本　平一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市嬉野黒田町二〇一番地、最後の住所三重県松阪市光町一二九六番地九

被相続人　亡　飯田　秀之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

大阪府大阪市北区西天満二丁目七番二六号徳矢ビル

相続財産管理人　弁護士　徳矢　卓洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県隠岐郡海士町大字知々井一五八八番地、最後の住所大阪市平野区西脇三丁目六番一号

被相続人　亡　松野　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

大阪市中央区北浜二丁目一番二号北浜清友会館ビルディング二階

相続財産管理人　弁護士　福田あやこ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市長田区駒ケ林町三丁目三番地一、最後の住所神戸市垂水区霞ケ丘四丁目四番四三号三原マンション二〇一号

被相続人　亡　赤枝　明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

神戸市中央区相生町四丁目六番一五号ラポート二〇一号

相続財産管理人　弁護士　藤本　尚道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県四万十市中村大橋通七丁目三番、最後の住所高知県四万十市中村大橋通七丁目三番二号

被相続人　亡　谷岡　佳代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

高知県四万十市中村東町三丁目七番一一号、事務所高知県四万十市中村一条通一丁目三六番地

相続財産管理人　司法書士　藏内　章夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市明治町二丁目一七番地八、最後の住所福岡県大牟田市健老町四二三番地九

被相続人　亡　江副　虎喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

福岡県みやま市高田町濃施一〇九番地四司法書士渡邉慎一郎事務所内

相続財産管理人　緒方　智子

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成26年1月24日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①竹馬土地建物株式会社　②大阪府知事(0)22560　③代表取締役　近藤直子　④大阪府摂津市鳥飼西５丁目５番11号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府摂津市鳥飼西５丁目５番11号　竹馬土地建物株式会社　代表取締役　近藤直子

①大伍貿易株式会社　②大阪府知事(1)54481　③代表取締役　芝野純直　④大阪府大阪市天王寺区大道１―13―３　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市天王寺区大道１―13―３　大伍貿易株式会社　代表取締役　芝野純直

①株式会社ＮＴＴ西日本―九州　②福岡県知事(2)15725　③代表取締役　玉村知史　④福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目２番28号　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦大阪府大阪市中央区内本町二丁目２番10号　株式会社エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ西日本　代表取締役　仮屋雄司